

第 18 回石岡市農業委員会総会会議録

- 1 開催年月日 令和 4 年 11 月 11 日（金）
- 2 開催場所 石岡市役所八郷総合支所 1階 会議室
- 3 出席委員
- | | | | | | |
|------|---------|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 前 島 慎 也 | 2 番 | 飯 村 伸 一 | 3 番 | 三 輪 正 |
| 4 番 | 高 橋 浩 | 5 番 | 萩 原 重 信 | 6 番 | 池 田 徹 |
| 7 番 | 磯 部 進 | 8 番 | 田 上 光 男 | 9 番 | 高 野 濟 |
| 10 番 | 山 口 和 明 | 11 番 | 栗 原 茂 | 12 番 | 花 和 清 治 |
| 13 番 | 高 橋 憲 治 | 14 番 | 小 松 與 平 | | |
- 4 欠席委員 無し
- 5 事務局
- | | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 理事兼事務局長 | 額 賀 均 | 課 長 | 原 田 和 宣 |
| 課長補佐 | 石 崎 正 顕 | 主 幹 | 鈴 木 直 行 |
- 6 審議議案
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する決定について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する決定について
- 議案第 4 号 非農地証明願の意見の決定について
- 議案第 5 号 買受適格証明願の意見の決定について
- 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について
- 報告第 4 号 制限除外の農地の移動届の報告について
- 報告第 5 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 7 会議の顛末

午後 2 時 5 分 開 会

議長) 只今より、第 18 回石岡市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席委員は 14 名ですので、会議規則第 6 条の規定により総会は成立します。本日の会議録署名委員の指名を行います。会議規則第 14 条の規定により、会議録署名委員に、8 番、田上光男委員、並びに 9 番、高野済委員の 2 名を指名いたします。ここで審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条に基づいて、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができませんので、その案件の際は事前に退席を願います。

それでは、議案の審議に入ります。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について、を議題といたします。なお、農地法第 3 条案件のうち、贈与・交換・農地中間管理機構の特例事業等については、現地調査を省略しておりますので、委員からの報告がないことをあらかじめご了承ください。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1 番については、2 番と関連がございますので、一括審議といたします。1 番及び 2 番については現地調査を省略している案件です。ご審議願います。1 番及び 2 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1 番及び 2 番について、申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、1 番及び 2 番については、申請のとおり許可することに決定いたします。続いて、3 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号 3 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者 2 名で約 77 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後に粟を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、3 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 前島委員の報告が終わりました。ご審議願います。3 番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、3番については、申請のとおり許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号4番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者2名で約505アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続きレンコンを作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 田上委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号5番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者2名で約164アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、5番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。ご審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、5番については、許可することに決定いたします。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号6番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者2名で約709アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、6番につ

いては、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。ご審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、6番については、許可することに決定いたします。続いて、7番については、現地調査を省略している案件です。ご審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、7番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第1号7件は、すべて許可するものと決定いたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について、を議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番の審議に入る前に、磯部委員に関連する案件ですので、磯部委員は退室してください。

【 磯部委員 退 室 】

議長) 1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、農業経営の規模拡大により、既存の農業用倉庫では不足するため、転用申請されたものです。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって1番については、許可しても差し支えないと

思われますが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 田上委員の報告が終わりました。ご審議願います。1番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番については、許可することに賛成の方の挙手を願います

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。1番の審議が終了しましたので、磯部委員の入室を認めます。

【 磯部委員 入 室 】

議長) 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、を議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10ha以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第1種農地と判断しました。申請内容から、農地法施行規則第33条第1項第4号に当たりますので、第1種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は、アパートに居住されておりますが、手狭なため、自己住宅を建築したく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、市道側溝に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって1番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 前島委員の報告が終わりました。ご審議願います。1番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電を設置し、土地の有効活用を図るべく、申請に及んだものです。許可後は、太陽光パネル200枚を設置する計画です。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当いたしません。よって2番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 磯部委員の報告が終わりました。ご審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号3番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電を設置し、土地の有効活用を図るべく、申請に及んだものです。許可後は、太陽光パネル200枚を設置する計画です。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当いたしません。よって3番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋浩委員の報告が終わりました。ご審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、アパートに居住されておりますが、結婚に伴い手狭になるため、自己住宅を建築したく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理。汚水・雑排水は、公共下水道に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 前島委員の報告が終わりました。ご審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号5番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、山林と宅地で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、アパートに居住されておりますが、子供が生まれる予定で手狭なため、自己住宅を建築したく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、敷地内処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。

議長) 磯部委員の報告が終わりました。ご審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、5番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号6番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10ha以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第1種農地と判断しました。申請内容から、農地法施行規則第33条第1項第4号に当たりますので、第1種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は、アパートに居住されておりますが、子供の成長に伴い手狭なため、自己住宅を建築したく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、市道側溝に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって6番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 池田委員の報告が終わりました。ご審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、6番については、申請のとおり許可することに決定いたします。只今の議案第3号6件は、全て許可するものと決定いたします。

次に、議案第4号、非農地証明願の意見の決定についてを議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局) **事務局説明**

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第4号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、宅地の一部として利用され、20年経過し、農地としての利用再開は困難と判断いたしました。よって、1番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 池田委員の報告が終わりました。ご審議願います。1番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番については、証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、証明することに決定いたします。次に、2番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第4号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、山林の様相を呈しており、農地としての利用再開は困難と判断いたしました。よって、2番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋浩委員の報告が終わりました。ご審議願います。2番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番については、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、非農地として証明することに決定いたします。只今の、議案第4号2件の証明については、すべて非農地として証明することに決定をいたしました。

次に、議案第5号、買受適格証明願の意見の決定について、を議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局) **事務局説明**

議長) 議案の説明が終わりました。ご審議願います。1番について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番については、証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、証明することに決定いたします。続いて、2番について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番については、証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、証明することに決定いたします。只今の、議案第5号の2件の証明については、すべて買受適格証明することに決定をいたしました。

次に、議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

(※農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に適合する旨を説明)

議長) 議案の説明が終わりました。ご審議願います。議案第6号について、ご意見・ご質問等のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、議案第6号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、原案のとおり決定いたします。次に、報告第1号、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第2号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第4号、制限除外の農地の移動届の報告について、事務局より説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第5号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。以上で、本日付議されました議案及び報告については、すべて終了いたしました。これをもちまして、第18回石岡市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時45分 閉 会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和4年11月11日

議事録署名人

議 長

8 番

9 番